

被後見人等の終末期における市民後見人が感じる困難

死後事務を経験した市民後見人に焦点をあてて

○ 筑波大学 永野叙子 (会員番号 008697)

キーワード：成年後見制度 市民後見人 死後事務

1. 研究目的

超高齢・多死社会のわが国において、地域の実情に応じた医療・介護・福祉の体制構築が課題であり地域包括ケアシステムの更なる深化が求められている。その中で、高齢者本人が望む最期を迎えるために、終末期に向けた医療や介護に対する意思決定を支援することは重要である。認知症の人の意思決定支援ガイドラインによって、趣旨・基本的な考えが共有され、特定の職種や特定の場面に限定されることなく、認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人が、本人の意思に基づいた生活を送ることができるよう支援することが確認された（厚生労働省 2018）。

一方で、成年後見制度利用促進基本計画（第2期）では、市町村における権利擁護支援体制の強化が重視され、その担い手として「市民の中から成年後見人等の候補者を育成してその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保する」（利用促進法3条2項）ことが継続課題とされた。市町村において市民後見人が意思決定支援の担い手の一員として期待され、活躍支援の一環として新たな取組もみられる。しかし、市民後見人養成受講者の減少、受任を逡巡する現象が危惧されているものの、それらに対する実情把握、具体的な取組は示されていない。そこで、市民が成年後見人等を受任することに不安（負担感）を感じているといった課題（厚生労働省 2020）に対して、筆者はこれまでの調査に基づき、被後見人等の死後事務の対応に不安があるとの仮説を立て、死後事務経験のある市民後見人から被後見人等の終末期活動の過程で感じる困難さについて聴取し、質的データより後方視に解釈した。

2. 研究の視点および方法

本研究における対象の選定では、死後事務を経験した市民後見人を探し当てるのが容易ではないため、筆者が相談支援を行っている市民後見人の会を通じて、死後事務の経験がある市民後見人へ協力を依頼し、同意を得た協力者に60分程度、半構造化面接調査を実施した（2021年6月から2022年1月）。

調査項目は、後見活動の「終末期」「死後事務」、この2つの期間に焦点化して作成した。調査結果の分析では、逐語記録を作成し質問項目毎に文脈を整理し、内容分析を行った。分析には、質的データ分析法（佐藤 2008）を参考にした。分析が妥当であるかを確保するため調査協力者に点検を依頼した。

3. 倫理的配慮

調査実施にあたっては、調査協力は任意であること、データは研究のみに使用され、結果の発表に関しては全て匿名化することを口頭・書面にて説明し、同意を得たうえで実施した。なお、筑波大学人間系研究倫理審査委員会の承認を得た（2021年3月4日第東30-66号）。

4. 研究結果

【結果】研究協力者より、被後見人等の終末期活動から死後事務で感じる困難さと課題について、【意思疎通が困難な被後見人等への意向確認】、【医療同意における家族・親族との連絡・調整】、【医療・介護従事者等との折り合わない意見調整】、【認知症高齢者の病状経過に関する理解】、【死後事務に対する知識や実務】の5カテゴリーが得られた。特に【死後事務に対する知識や実務】では、身寄りのない被後見人等を担当するため、医療・介護従事者と信頼関係を結び、終末期から死後事務へと移行する後見活動の過程での煩雑な事務を、単独で対応せざるを得ない状況が語られた。また、医療行為において市民後見人と代理判断者との意見調整、死後事務では遺骨の取り扱い、相続人の確定について苦慮した場面が確認された。

5. 考察

市民後見人が意思決定支援の担い手として、限られた資産の中でサービス利用調整を行い、お金をかけずに穏やかな時間を過ごせるよう、工夫や配慮が見られた。困難さとしては、信頼関係が薄い就任直後に、終末期の意向を確認することには否定的であり、被後見人等との信頼関係への影響を懸念しているものと考えられた。医療同意については、身寄りの有無で負担感が異なる状況が確認されたが、就任時や親族が確認できた時点で書面を通じて権限がないことを予め関係者に伝えておくことで、機会を逃さず協力を求めることが可能となる場合があると考えられる。一方で、被後見人等の日常生活を支える生活相談員やケアマネジャーとの意見調整では、その意見調整の機会を確保することが難しいとの声がみられた。また、看取りの経験が不足しているため、どのような病状経過をたどり終末を迎えるかといった理解や、死後事務に対する知識や実務経験の乏しさから、不安や負担感が生じると推察された。

本研究に基づけば、終末期に係る顕在的なニーズがあることが明らかになった。困難さには、受任回数によっても差異がみられたので、事例検討などを通じて実務の共有化を図る取組があると困難さが軽減されることが考えられる。

付記 本研究は、JSPS 科研 20K13720 の一環として実施した。
本発表に関して、開示すべき COI はない。